

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等に基づき、ひとり親家庭等医療費助成事業を行っている。 ひとり親家庭等医療費助成ファイルは、次の事務に使用している。 ①医療費助成の資格確認(所得要件、在住要件等) ②医療費助成対象家庭等への医療証の交付 ③医療費助成の認定及び通知 ④毎年の現況届の審査及び認定、通知 ⑤転出、転入等による世帯情報の変更及び資格喪失等の確認
③システムの名称	1 医療助成システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項、第3項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項別表第1の区長の部21の項及び別表第2の区長の部25の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第3条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども・子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6160
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6160

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月5日	対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
平成30年6月5日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅳ リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更による
令和1年12月13日	Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものである
令和1年12月13日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8項 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	【情報照会】 ・番号法 第19条第8号	事後	
令和1年12月13日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係	事後	
令和2年6月11日	対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年6月11日	取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年6月11日	Ⅱ しきい値判断項目—3. 重大事故	1)発生あり	2)発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経
令和3年6月10日	対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和4年6月16日	Ⅰ 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステム	【情報照会】 ・番号法 第19条第8号	【情報照会】 ・番号法 第19条第9号	事後	
令和4年6月16日	対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和5年6月26日	対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	
令和5年6月26日	取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	
令和6年8月26日	対象人数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年8月26日	取扱人数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年6月27日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1の21の項及び別表第2の25の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 墨田区個人情報保護条例施行規則第9条第2項、第3項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1の区長の部21の項及び別表第2の区長の部25の項	事後	
令和7年6月27日	対象人数 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月27日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月27日	Ⅳ リスク対策 8. 入手を介在させる作業	-	2)十分である	事後	
令和7年6月27日	Ⅳ リスク対策 8. 入手を介在させる作業	-	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、入手が介在する局面ごとに人為的ミ	事後	
令和7年6月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	-	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年6月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	-	2)十分である	事後	
令和7年6月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	-	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を実施して	事後	